

6月から

児童手当が義務教育就学前まで支給されます

児童手当は、3歳未満の児童を養育しているかたに支給されていますが、6月1日から支給対象年齢が6歳の就学前児童に拡大されました。就学前児童のいる家庭には、市から6月中旬までに申請書を郵送しますので、手続きをしてください。

対象者

6月1日現在、義務教育就学前の児童を養育している、所得限度額未満のかた。

所得限度額は表1をご覧ください

手当の額と支給月

第1子および第2子は月額5千円、

必要な手続き

第3子以降は月額1万円が支給されます。なお、手当は2月・6月・10月にそれぞれ前月分までが支給されます。

児童の養育者からの申請が必要です。就学前児童のいる家庭には、市から認定請求書を郵送しますので、必要事項を記入し、書類を添えて、直接または郵送で児童福祉課に申請してください。

認定請求書のほかに年金加入証明書、所得証明書などが必要な場合があります。

いつ手続きすればいいのですか？

児童手当を現在受けているかたは現況届を6月30日までに提出してください。義務教育就学前のお子さんもいる場合は額改定請求書も提出

私は児童手当を受けられますか？

現在、児童手当を受けていますか？

はい

3歳未満の児童だけですか？

はい

現況届を提出してください

いいえ

認定請求書を9月29日までに市役所に着くように郵送するか、窓口に直接提出してください。3歳未満の児童を養育しているかたは、お問い合わせください

義務教育就学前の児童も養育しているかたは現況届と額改定請求書を提出してください

してください。

10月1日以降の申請については申請月の翌月分からの支給となります。児童手当を現在受けていないかたは3歳未満の児童を養育しているかたは6月1日から郵送および窓口で受け付けます。郵送の場合、郵便が市に配達された日が申請日となります。9月29日までに申

請された場合は、6月分までさかのぼって支給されます。3歳未満の児童を養育しているかたは、随時受け付けています。手当は申請した翌月分からの支給となります

問い合わせ

児童福祉課へ内線1533

所得限度額表 表1

前年の扶養人数	国民年金加入者	厚生年金加入者
0人	178万円未満	369万円未満
1人	216万円未満	407万円未満
2人	254万円未満	445万円未満
3人	292万円未満	483万円未満
4人	330万円未満	521万円未満
5人以上	1人増すごとに30万円加算	

平成11年分所得が所得限度額以上の場合、手当は支給されません